

2016年版 行政書士受験必携六法

◀ 法改正情報 ▶

平成28年4月1日
東京法経学院 制作部

2016年版行政書士受験必携六法は、平成27年11月1日を編集基準日として発行しています。それ以後、平成28年4月1日（平成28年度行政書士試験の法令基準日）までに施行される法改正情報を以下に収録しました。

法改正

1 新・行政不服審査法の施行

全改正された新・行政不服審査法は平成26年6月13日に法律第68号として公布されました。施行は、「公布日より2年以内の政令で定める日」となっていたのですが、平成28年4月1日を施行日とする政令が出されました。これにより平成28年度行政書士試験の試験基準日（平成28年4月1日）内に入りますので、行政不服審査法は全改正された新法で出題されます。

2 新・行政不服審査法の施行に関係する整備法に含まれる各法律の改正について

行政不服審査法の改正と共に関係する整備法の改正がなされており、新・行政不服審査法と同じ施行日（平成28年4月1日）になります。行政書士試験に関係する整備法の各法律の改正を以下に記しました。

※アンダーライン（ _____ 下線）部分が改正部分です。

■ 行政手続法

改正前	改正後
<p>第3条（適用除外） 623頁</p> <p>① 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 1～5（省略） 改正なし</p> <p>6 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導</p> <p>7～14（省略） 改正なし</p> <p>15 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分</p> <p>16（省略） 改正なし</p> <p>②～③（省略） 改正なし</p>	<p>第3条（適用除外）</p> <p>① 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 1～5（省略） 改正なし</p> <p>6 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する<u>法令（他の法令において準用する場合を含む。）</u>に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導</p> <p>7～14（省略） 改正なし</p> <p>15 審査請求、<u>再調査の請求</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分</p> <p>16（省略） 改正なし</p> <p>②～③（省略） 改正なし</p>
<p>第19条（聴聞の主宰） 630頁</p> <p>①（省略） 改正なし</p> <p>② 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p>	<p>第19条（聴聞の主宰）</p> <p>①（省略） 改正なし</p> <p>② 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p>

<p>1～3 (省略) 改正なし 4 前三号に規定する者であった<u>ことのある者</u> 5～6 (省略) 改正なし</p>	<p>1～3 (省略) 改正なし 4 前三号に規定する者であった<u>者</u> 5～6 (省略) 改正なし</p>
<p>第27条 (不服申立ての制限) 632頁 ① 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、<u>行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) による不服申立てをすることができない。</u> ② 聴聞を経てされた不利益処分については、<u>当事者及び参加人は、行政不服審査法 による異議申立てをすることができない。ただし、第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であって同項に規定する同条第1項第3号 (第22条第3項において準用する場合を含む。) に掲げる聴聞の期日のいづれにも出頭しなかった者については、この限りでない。</u></p>	<p>第27条 (審査請求の制限) ① <u>この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</u> ② (左の _____ 部分) は削除</p>

■行政事件訴訟法

改正前	改正後
<p>第3条 (抗告訴訟) 696頁 ①～② (省略) 改正なし ③ この法律において「<u>裁決の取消しの訴え</u>」とは、<u>審査請求、異議申立てその他の不服申立て (以下単に「審査請求」という。) に対する行政庁の裁決、決定その他の行為 (以下単に「裁決」という。) の取消しを求める訴訟をいう。</u> ④～⑦ (省略) 改正なし</p>	<p>第3条 (抗告訴訟) ①～② (省略) 改正なし ③ この法律において「<u>裁決の取消しの訴え</u>」とは、<u>審査請求その他の不服申立て (以下単に「審査請求」という。) に対する行政庁の裁決、決定その他の行為 (以下単に「裁決」という。) の取消しを求める訴訟をいう。</u> ④～⑦ (省略) 改正なし</p>

■地方自治法

改正前	改正後
<p>第143条 (失職、資格決定) 755頁 ①, ② (省略) 改正なし ③ 第1項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に<u>審査請求をすることができる。</u> ④ 前項の審査請求に関する行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第14条第1項本文の期間は、第1項の決定があつた日の翌日から起算して<u>21日以内</u>とする。</p>	<p>第143条 (失職、資格決定) ①, ② (省略) 改正なし ③ 第1項の規定による決定についての<u>審査請求は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に対してするものとする。</u> ④ 前項の審査請求に関する行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第18条第1項本文の期間は、第1項の決定があつた日の翌日から起算して<u>21日</u>とする。</p>
<p>第206条 (審査請求) 774頁 ① <u>普通地方公共団体の長がした第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分</u>に不服がある者は、<u>法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。</u> ② 第138条の4第1項に規定する機関がした前項の給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。 ③ 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした第1項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、</p>	<p>第206条 (審査請求) ① (左の _____ 部分) は削除 ② (左の _____ 部分) は削除 ① 普通地方公共団体の長<u>以外の機関</u>がした第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合</p>

<p>普通地方公共団体の長が<u>処分庁の直近上級行政庁</u>でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>④ 普通地方公共団体の長は、<u>第1項の給与その他の給付に関する処分についての異議申立て又は審査請求（同項に規定する審査請求を除く。）</u>があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>⑤ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑥ <u>第1項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求（同項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。</u></p>	<p>を除くほか、普通地方公共団体の長が<u>当該機関の最上級行政庁</u>でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>② 普通地方公共団体の長は、<u>前項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</u></p> <p>③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑥ <u>（左の_____部分）は削除</u></p>
<p>第229条（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て） 778頁</p> <p>① <u>第138条の4第1項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。</u></p> <p>② <u>前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</u></p> <p>③ <u>分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。</u></p> <p>④ 普通地方公共団体の長は、<u>前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</u></p> <p>⑤ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑥ <u>第4項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第3項の処分については、裁判所に出訴することができない。</u></p>	<p>第229条（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）</p> <p>① <u>（左の_____部分）は削除</u></p> <p>① <u>普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</u></p> <p>③ <u>（左の_____部分）は削除</u></p> <p>② 普通地方公共団体の長は、<u>分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</u></p> <p>③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>④ <u>第2項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。</u></p>
<p>第231条の3（督促、滞納処分等） 780頁</p> <p>①～④（省略） 改正なし</p> <p>⑤ 普通地方公共団体の長以外の機関がした前<u>四項</u>の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が<u>処分庁の直近上級行政庁</u>でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>⑥ <u>第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。</u></p> <p>⑦ 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての<u>審査請求又は異議申立て</u>があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>⑧（省略） 改正なし</p> <p>⑨ 第7項の<u>審査請求又は異議申立て</u>に対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>⑩、⑪（省略） 改正なし</p>	<p>第231条の3（督促、滞納処分等）</p> <p>①～④（省略） 改正なし</p> <p>⑤ 普通地方公共団体の長以外の機関がした前<u>各項</u>の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が<u>当該機関の最上級行政庁</u>でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>⑥ <u>第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により行う処分についての審査請求については、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4の規定を準用する。</u></p> <p>⑦ 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての<u>審査請求</u>があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>⑧（省略） 改正なし</p> <p>⑨ 第7項の<u>審査請求</u>に対する裁決を受けた後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>⑩、⑪（省略） 改正なし</p>
<p>第238条の7（行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て） 788頁</p>	<p>第238条の7（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求）</p>

<p>① 第238条の4の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。</p> <p>② 第238条の4の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。</p> <p>③ 第238条の4の規定により普通地方公共団体の長及び委員会以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>④ 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>⑤ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑥ 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。</p>	<p>①（左の_____部分）は削除</p> <p>②（左の_____部分）は削除</p> <p>① 第238条の4の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>② 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑥（左の_____部分）は削除</p>
<p>第240条（債権） 789頁</p> <p>①～③（省略） 改正なし</p> <p>④ 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>1 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権</p> <p>2～8（省略） 改正なし</p>	<p>第240条（債権） 789頁</p> <p>①～③（省略） 改正なし</p> <p>④ 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>1 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権</p> <p>2～8（省略） 改正なし</p>
<p>第243条の2（職員の賠償責任） 793頁</p> <p>①～⑨（省略） 改正なし</p> <p>⑩ 第3項の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。</p> <p>⑪ 前項の規定にかかわらず、第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第3項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>⑫ 普通地方公共団体の長は、第10項の規定による異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>⑬ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑭ 第1項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。</p>	<p>第243条の2（職員の賠償責任）</p> <p>①～⑨（省略） 改正なし</p> <p>⑩（左の_____部分）は削除</p> <p>⑩ 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第3項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、審査請求をすることができない。</p> <p>⑪ 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>⑫ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑬ 第1項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。</p>
<p>第244条の4（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て） 797頁</p> <p>① 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合において</p>	<p>第244条の4（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）</p> <p>①（左の_____部分）は削除</p>

<p>は、異議申立てをすることもできる。</p> <p>② 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。</p> <p>③ 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>④ 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>⑤ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑥ 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。</p>	<p>②（左の_____部分）は削除</p> <p>① 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>② 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>⑥（左の_____部分）は削除</p>
<p>第245条（関与の意義） 797頁</p> <p>本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。</p> <p>1～2 （省略） 改正なし</p> <p>3 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）</p>	<p>第245条（関与の意義）</p> <p>本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。</p> <p>1～2 （省略） 改正なし</p> <p>3 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求、その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）</p>
<p>第251条（自治紛争処理委員） 810頁</p> <p>① 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。</p> <p>②～③（省略） 改正なし</p> <p>④ 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。</p> <p>1～7（省略） 改正なし</p> <p>8 第255条の5の規定による審理に係る審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取</p>	<p>第251条（自治紛争処理委員）</p> <p>① 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第143条第3項（第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。</p> <p>②～③（省略） 改正なし</p> <p>④ 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。</p> <p>1～7（省略） 改正なし</p> <p>8 第255条の5第1項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。</p>

<p>り下げたとき。</p> <p>9 <u>第255条の5</u>の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が<u>審査請求若しくは再審査請求</u>に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。</p> <p>⑤～⑥（省略） 改正なし</p>	<p>9 <u>第255条の5第1項</u>の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が<u>審査請求</u>に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。</p> <p>⑤～⑥（省略） 改正なし</p>
<p>第252条の17の4（是正の要求等の特則） 828頁</p> <p>①～③（省略） 改正なし</p> <p>④ <u>第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第255条の2の規定による審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。</u></p>	<p>第252条の17の4（是正の要求等の特則）</p> <p>①～③（省略） 改正なし</p> <p>④ <u>第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第255条の2第1項の審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。</u></p> <p>⑤ <u>市町村長が第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第255条の2第2項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができる。この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。</u> 新設</p> <p>⑥ <u>前項の再々審査請求については、行政不服審査法第4章の規定を準用する。</u> 新設</p> <p>⑦ <u>前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第2条及び第3条の規定は、適用しない。</u> 新設</p>
<p>第255条の2（行政不服審査法による審査請求） 850頁</p> <p><u>他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法定受託事務に係る処分又は不作為に不服のある者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</u></p> <p>1 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の<u>処分又は不作為</u> 当該<u>処分又は不作為</u>に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣</p> <p>2 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の<u>処分又は不作為</u> 都道府県知事</p> <p>3 市町村教育委員会の<u>処分又は不作為</u> 都道府県教育委員会</p> <p>4 市町村選挙管理委員会の<u>処分又は不作為</u> 都道府県選挙管理委員会</p>	<p>第255条の2（行政不服審査法による審査請求）</p> <p>① <u>法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。</u></p> <p>1 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の<u>処分</u> 当該<u>処分</u>に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣</p> <p>2 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の<u>処分</u> 都道府県知事</p> <p>3 市町村教育委員会の<u>処分</u> 都道府県教育委員会</p> <p>4 市町村選挙管理委員会の<u>処分</u> 都道府県選挙管理委員会</p> <p>② <u>普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請</u></p>

	<p>求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。 新設</p>
<p>第255条の3（過料の処分の手続） 850頁</p> <p>①（省略） 改正なし</p> <p>② <u>普通地方公共団体の長がした過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。</u></p> <p>③ <u>普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</u></p> <p>④ <u>過料の処分についての審査請求（第2項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。</u></p>	<p>第255条の3（過料の処分の手続）</p> <p>①（省略） 改正なし</p> <p>②（左の_____部分）は削除</p> <p>③（左の_____部分）は削除</p> <p>④（左の_____部分）は削除</p>
<p>第255条の4（審決の申請） 851頁</p> <p>法律の定めるところにより異議申立て、異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から21日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審決の申請をすることができる。</p>	<p>第255条の4（審決の申請）</p> <p>法律の定めるところにより異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から21日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審決の申請をすることができる。</p>
<p>第255条の5（自治紛争調停委員の審理） 851頁</p> <p>総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求（第255条の2の規定による審査請求を除く。）、再審査請求（第252条の17の4第4項の規定による再審査請求を除く。）、審査の申立て又は審決の申請があつた場合において、審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審決の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第251条第2項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、<u>審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。</u></p>	<p>第255条の5（自治紛争調停委員の審理）</p> <p>① <u>総務大臣又は都道府県知事に対して第143条第3項（第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第251条第2項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、<u>審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第24条（第258条第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。</u></u></p> <p>② <u>前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条、第17条及び第43条の規定は、適用しない。この場合における同法の他の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。 新設</u></p> <p>③ <u>第1項に規定する審査の申立て又は審決の申請については、第258条第1項において準用する行政不服審査法第9条の規定は、適用しない。この場合における同項において準用する行政不服審査法の他の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。 新設</u></p> <p>④ <u>前三項に規定するもののほか、第1項の規定による自治紛争処理委員の審理に関し必要な事項は、政令で定める。 新設</u></p>
<p>第258条 851頁</p> <p>この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決</p>	<p>第258条 807頁</p> <p>① この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決</p>

の申請については、行政不服審査法第9条から第13条まで、第14条第1項ただし書、第2項及び第4項、第15条第1項及び第4項、第17条から第19条まで、第21条から第35条まで並びに第38条から第44条までの規定を準用する。

の申請については、行政不服審査法第9条から第14条まで、第18条第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第2項、第4項及び第5項第3号、第21条、第22条第1項から第3項まで及び第5項、第23条から第38条まで、第40条から第42条まで、第44条、第45条、第46条第1項、第47条、第48条並びに第50条から第53条までの規定を準用する。

② 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第2条及び第3条の規定は、適用しない。 **新設**

■行政機関の保有する情報の公開に関する法律

改正前	改正後
<p>第13条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 888頁</p> <p>① 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第19条及び第20条</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>②（省略） 改正なし</p> <p>③ 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第18条及び第19条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第13条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>① 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第19条第2項及び第20条第1項</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>②（省略） 改正なし</p> <p>③ 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第19条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>
<p>第3章 不服申立て等 889頁</p>	<p>第3章 審査請求等</p> <p>第18条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）</p> <p>① 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</u></p> <p>② 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、<u>同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）とあるのは「第4条（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第20条第2項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会。第50条第1項第4号において同じ。）と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、</u></p>

	<p>同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは「<u>受けたとき</u>」と、同法第50条第1項第4号中「<u>審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等</u>」とあるのは「<u>情報公開・個人情報保護審査会</u>」とする。 新設</p>
<p>第18条（審査会への諮問） 889頁</p> <p>開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</u></p> <p>1 <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>2 <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>第19条（諮問をした旨の通知）</p> <p>前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>1 <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>2 <u>開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>3 <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p>	<p>第19条（審査会への諮問）</p> <p>① <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</u></u></p> <p>1 <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>2 <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>② <u>前項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>1 <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）</u></p> <p>2 <u>開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>3 <u>当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p>
<p>第20条（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続） 890頁</p> <p>第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>1 <u>開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</u></p> <p>2 <u>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>	<p>第20条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</p> <p>① 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>1 <u>開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>2 <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p> <p>② <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。</u> 新設</p>
<p>第21条（訴訟の移送の特例） 890頁</p> <p>① 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条第4項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第2項において「<u>情報公開訴訟</u>」という。）が提起された場合においては、同法第12条第5項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第3条第1項に規定する抗告</p>	<p>第21条（訴訟の移送の特例）</p> <p>① 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条第4項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟（次項及び附則第2項において「<u>情報公開訴訟</u>」という。）が提起された場合においては、同法第12条第5項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗</p>

<p>訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第12条第1項から第3項までに定める裁判所に移送することができる。</p> <p>② 前項の規定は、行政事件訴訟法第12条第4項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。</p>	<p>告訴訟(同法第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第12条第1項から第3項までに定める裁判所に移送することができる。</p> <p>② 前項の規定は、行政事件訴訟法第12条第4項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。</p>
--	---

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

改正前	改正後
<p>第23条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 917頁</p> <p>① 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第43条及び第44条</u>において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>② (省略) 改正なし</p> <p>③ 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(<u>第42条及び第43条</u>において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第23条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>① 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第43条第2項及び第44条第1項</u>において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>② (省略) 改正なし</p> <p>③ 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(<u>第43条</u>において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>
<p>第4節 不服申立て 923頁</p>	<p>第4節 審査請求</p> <p>第42条(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)</p> <p>① <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</u></p> <p>② <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第44条第2項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、</u></p>

	<p>又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「<u>行政不服審査会等</u>」とあるのは「<u>情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第50条第1項第4号において同じ。）</u>」と、「<u>受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）</u>」とあるのは「<u>受けたとき</u>」と、同法第50条第1項第4号中「<u>審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等</u>」とあるのは「<u>情報公開・個人情報保護審査会</u>」とする。</p> <p>新設</p>
<p>第42条（審査会への諮問） 923頁</p> <p>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</u></p> <p>1 <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>2 <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条第1項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>3 <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</u></p> <p>4 <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。</u></p> <p>第43条（諮問をした旨の通知）</p> <p>前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>1 <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>2 <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>3 <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p>	<p>第43条（審査会への諮問）</p> <p>① <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</u></u></p> <p>1 <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>2 <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>3 <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>4 <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p> <p>② <u>前項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>1 <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）</u></p> <p>2 <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>3 <u>当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p>
<p>第44条（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等） 923頁</p> <p>① <u>第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</u></p> <p>1 <u>開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</u></p> <p>2 <u>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第</u></p>	<p>第44条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</p> <p>① <u>第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</u></p> <p>1 <u>開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>2 <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当</u></p>

三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

② 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第5条第2項の規定の特例を設けることができる。

該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

② 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

■情報公開・個人情報保護審査会設置法

改正前	改正後
<p>第2条（設置） 926頁</p> <p>次に掲げる法律の規定による諮問に応じ<u>不服申立て</u>について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）<u>第18条</u></p> <p>2 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）<u>第18条第2項</u></p> <p>3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）<u>第42条</u></p> <p>4 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）<u>第42条第2項</u></p>	<p>第2条（設置）</p> <p>次に掲げる法律の規定による諮問に応じ<u>審査請求</u>について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）<u>第19条第1項</u></p> <p>2 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）<u>第19条第1項</u></p> <p>3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）<u>第43条第1項</u></p> <p>4 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）<u>第43条第1項</u></p>
<p>第6条（合議体） 927頁</p> <p>① 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する合議体で、<u>不服申立て</u>に係る事件について調査審議する。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、<u>不服申立て</u>に係る事件について調査審議する。</p>	<p>第6条（合議体）</p> <p>① 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する合議体で、<u>審査請求</u>に係る事件について調査審議する。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、<u>審査請求</u>に係る事件について調査審議する。</p>
<p>第8条（定義） 927頁</p> <p>① この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律<u>第18条</u>の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>2 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律<u>第18条第2項</u>の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等</p> <p>3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律<u>第42条</u>の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>4 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律<u>第42条第2項</u>の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等</p> <p>②～③（省略） 改正なし</p>	<p>第8条（定義）</p> <p>① この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律<u>第19条第1項</u>の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>2 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律<u>第19条第1項</u>の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等</p> <p>3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律<u>第43条第1項</u>の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>4 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律<u>第43条第1項</u>の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等</p> <p>②～③（省略） 改正なし</p>
<p>第9条（審査会の調査権限） 928頁</p> <p>①～③（省略） 改正なし</p> <p>④ 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、<u>参加人</u>又は諮問庁（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。</p>	<p>第9条（審査会の調査権限）</p> <p>①～③（省略） 改正なし</p> <p>④ 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、<u>参加人</u>（行政不服審査法（平成26年法律第68号）<u>第13条第4項</u>に規定する<u>参加人</u>をいう。次条第2項及び第16条において同じ。）又は諮問庁（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。</p>

<p>第10条（意見の陳述）</p> <p>① 審査会は、<u>不服申立人</u>等から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人</u>等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>② 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>第11条（意見書等の提出）</p> <p><u>不服申立人</u>等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>第12条（委員による調査手続）</p> <p>審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による<u>不服申立人</u>等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>第10条（意見の陳述）</p> <p>① 審査会は、<u>審査請求人</u>等から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人</u>等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>② 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>第11条（意見書等の提出）</p> <p><u>審査請求人</u>等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>第12条（委員による調査手続）</p> <p>審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された行政文書等若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による<u>審査請求人</u>等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>
<p>第13条（提出資料の閲覧） 929頁</p> <p>① <u>不服申立人</u>等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>② 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>第13条（提出資料の写しの送付等）</p> <p>① 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した<u>審査請求人</u>等以外の<u>審査請求人</u>等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 新設</p> <p>② <u>審査請求人</u>等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>③ 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した<u>審査請求人</u>等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 新設</p> <p>④ 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>
<p>第15条（不服申立ての制限） 929頁</p> <p>この法律の規定により審査会又は委員がした処分については、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て</u>をすることができない。</p> <p>第16条（答申書の送付等）</p> <p>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>第15条（審査請求の制限）</p> <p>この法律の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、<u>審査請求</u>をすることができない。</p> <p>第16条（答申書の送付等）</p> <p>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>

■電子署名及び認証業務に関する法律

改正前	改正後
<p>第38条（審査請求） 947頁</p> <p>この法律の規定による指定調査機関の処分又は<u>不作為</u>について不服がある者は、主務大臣に対し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による審査請求をすることができる。</p>	<p>第38条（審査請求）</p> <p>この法律の規定による指定調査機関の処分又は<u>その不作為</u>について不服がある者は、主務大臣に対し、<u>審査請求をすることができる。</u>この場合において、主務大臣は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項及び第3項、第46条第2項並びに第49条第3項の規定の適用については、指定調査機関の上級行政庁とみなす。</u></p>

■行政書士法

改正前	改正後
<p>第1条の3 968頁</p> <p>① 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>1（省略） 改正なし</p> <p>2 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、<u>異議申立て</u>、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての<u>手続</u>について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。</p> <p>3～4（省略） 改正なし</p> <p>②（省略） 改正なし</p>	<p>第1条の3</p> <p>① 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>1（省略） 改正なし</p> <p>2 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、<u>再調査の請求</u>、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての<u>手続</u>について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。</p> <p>3～4（省略） 改正なし</p> <p>②（省略） 改正なし</p>
<p>第4条の18（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 973頁</p> <p>指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による審査請求をすることができる。</p>	<p>第4条の18（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）</p> <p>指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、<u>審査請求をすることができる。</u><u>この場合において、総務大臣は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに第49条第3項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</u></p>
<p>第6条の3（登録を拒否された場合等の審査請求） 974頁</p> <p>① 前条第2項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、総務大臣に対して<u>行政不服審査法による審査請求</u>をすることができる。</p> <p>② 前条第1項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から3月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して<u>前項の審査請求</u>をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本行政書士会連合会が同条第2項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。</p> <p>③ 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、<u>総務大臣は、日本行政書士会連合会に対して相当の処分をすべき旨を命じなければならない。</u></p>	<p>第6条の3（登録を拒否された場合等の審査請求）</p> <p>① 前条第2項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、総務大臣に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>② 前条第1項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から3月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して<u>審査請求</u>をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本行政書士会連合会が同条第2項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。</p> <p>③ 前二項の場合において、<u>総務大臣は、行政不服審査法第25条第2項及び第3項並びに第46条第2項の規定の適用については、日本行政書士会連合会の上級行政庁とみなす。</u></p>
<p>第6条の5（登録の取消し） 975頁</p> <p>①～②（省略） 改正なし</p> <p>③ 第6条の2第2項後段並びに第6条の3第1項及び第3</p>	<p>第6条の5（登録の取消し）</p> <p>①～②（省略） 改正なし</p> <p>③ 第6条の2第2項後段並びに第6条の3第1項及び第3</p>

